

平成20年12月19日（金）

**日程第21 委員会提出議案第1号 浄化槽  
設置整備事業補助金の継続を求  
める意見書について**

○議長（中上良隆君）日程第21 委員会提出議案第1号 浄化槽設置整備事業補助金の継続を求める意見書について を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務委員会委員長、12番 辻本君。

〔12番（辻本 勉君）登壇〕

○12番（辻本 勉君）それでは、浄化槽設置整備事業補助金の継続を求める意見書提出について、総務委員会より提案をいたしたいと思っております。

このことにつきましては、県知事が、財政改革の中でこの補助金の県負担分について見直し、打ち切りを検討せよという指示が出されまして、それを受けて、このことは本市にとっても大変大きな問題であるということで、継続を求めたいと思っております。なお、市当局からも10月4日に県知事のほうに要望書が出されております。

会議規則第14条第2項の規定により、提案していきたく思います。提案理由につきましては、意見書の朗読をもってかえたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

浄化槽設置整備事業補助金の継続を求める意見書。

汚水処理施設の整備は県民の生活レベルの向上や良好な生活環境の保全に極めて重要であることは言うまでもない。しかしながら、本県の汚水処理人口普及率は全国平均83.4%と比べて45.4%と極めて低いのが実情である。

一般に汚水処理の本命は下水道と考えられているが、下水道整備には多額の費用と期間

を要し、ましてや本市のように山間地が多く、家屋が散在する地形的特質の地域では、下水道によって汚水処理を進めることには、費用対効果を考慮すれば基本的に不利な状況にある。

それに対し、浄化槽は下水処理と同等の浄化能力を有するだけでなく、近年登場した高度処理型においては、下水道よりもすぐれた浄化能力を有する上、地形による制約を受けにくいこと、下水道と比べて格段に安価であること、効果の発現が速やかであること等、多くの利点がある。

したがって、本県の汚水処理普及率の向上には、下水道と同レベル以上の有効性を持つものとして、浄化槽による汚水処理を積極的に促進すべきである。

ところが、県は来年度予算において、浄化槽設置整備事業の県補助金を廃止・縮小の方向で検討されていることは、本県の汚水処理に果たす浄化槽の重要性と必要性を理解されない政策の変更であると言わざるを得ない。

また、補助の打ち切り・縮小は、下水道整備地域の県民は多額の公共投資の恩恵を受け、未整備地域の県民が何の恩恵も受けられないという不平等をもたらす、県政の平等性を著しく損なう結果をもたらす。さらに言えば、たとえ従来どおりの補助を継続したとしても、未整備地域の県民は整備地域の県民と比べて浄化槽の設置と維持のために多くの費用を費やしている点も軽視すべきではない。

県は、長期総合計画において、平成29年度の汚水処理人口普及率70%を掲げられているが、そのためにも浄化槽設置促進政策の一層の充実強化を図られ、現補助制度を縮減せずに継続することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成20年12月、橋本市議会。

提出先は和歌山県知事。

以上であります。議員各位のご賛同よろしくお願いいたします。

○議長（中上良隆君）説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております委員会提出議案第1号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会に付託いたしません。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、委員会提出議案第1号 浄化槽設置整備事業補助金の継続を求める意見書について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第22 議員提出議案第1号 定額給付金の見直しを求める意見書について

○議長（中上良隆君）日程第22 議員提出議案第1号 定額給付金の見直しを求める意見書について を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

5番 中西峰雄君。

〔5番（中西峰雄君）登壇〕

○5番（中西峰雄君）それでは、定額給付金の見直しを求める意見書について、提案理由を申し述べます。

100年に一度とも言われるサブプライム問題に端を発した世界経済危機が日本の経済を直撃し、不況の深刻度が日々深まる中、政府は緊急経済対策として定額給付金の支給を第二次補正予算案に盛り込んだ。しかし、その補正予算はいまだに国会に提出されず、給付のめどが立っていない。このままでは年度内支給は困難であり、経済危機に対する緊急対策とは言いがたい。

経済専門家の試算では、生活防衛のために貯蓄に回る分や、生活必需品の購入に使われるものがほとんどで、経済効果は0.3にすぎないとするものもある。経済対策としての効果は低いと言わざるを得ない。

また、1,800万円以上の所得の人には辞退を求めたいとしているが、生活困窮者や低所得者を緊急的に救済するものならともかく、広く中所得者以上にも支給するというのでは、社会政策としての意味も薄い。

以上のような理由から、政策として評価しない国民が多いと報じられている。

さらに、給付事務が自治体にゆだねられることになっているが、自治体の負担も重く、確実に給付できるかどうか疑問がある。

よって、国におかれては定額給付金を見直しされ、緊急経済対策としての雇用対策や、将来に役立つ社会インフラの整備、経済活性化に役立つ政策に重点的かつ迅速に取り組まれることを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先は衆・参議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣です。

この意見書につきましては、国民の間でいろんな議論のあるところですので。国会でも議論

されているところがございますけども、市民の中にもこの給付を待ち望んでおられる方がいらっしゃるというのも、私ども重々理解はしております。

しかしながら、三大紙等の世論調査、あるいはテレビの世論調査を見ましても、国民の過半数以上の方が、政策として評価しないというように報じられております。三大紙の中には、7割以上が評価しないというふうに報じている新聞もございます。

皆さん、お金はいただきたいんですけども、その一面、冷静な心で見たときに、この給付金が本当に経済対策に役に立つのかということには疑問を感じておられるし、そして、今の日本の巨額な財政赤字の中で、この2兆円という金額がそういうふうに使われることについて、将来世代へまた大きなツケを残していくものであるということについて、政策的に評価しないということになっているんだろうと思います。

そういう、意見は分かれるところではございますけども、国民の過半数以上の方々が評価しないという政策につきましては、ぜひ国会において見直しをしていただきたいということで提案させていただきました。

議員諸兄のご賛同、よろしく願いいたします。

○議長（中上良隆君）説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議員提出議案第1号については、委員会の付託を省略したいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

21番 上久保君。

〔21番（上久保 修君）登壇〕

○21番（上久保 修君）ただ今上程されました意見書案について、反対の立場で討論させていただきます。

確かに、この経済対策であったり、社会のインフラの整備、また経済の活性化に役立つ政策に値しないというふうにも言われているようでございますけども、ある自治体の首長さんがこのように言っております。「追加経済対策の一環である定額給付金は、経済情勢の厳しい中、幅広い生活支援策として国民の関心が高い。また、この給付金は物価高に苦しむ市民の家計を支援するとともに、個人消費を活性化し、GDPを押し上げるものと考えています」このようにコメントを出している、これは市長さんですかね、ありました。

本市では、過去に、10年前に地域振興券が発行されて、あの当時は全額で、国では7,000億円、橋本市には3億少し入ったわけですけども、すべての人がそれを利用して、大変喜んでおられたということも記憶しております。その経済効果として、かなり上がっていたように私も記憶しております。

この定額給付金につきましては、本市では約10億4,000万円のお金が入ってくるように聞いております。この中で、ある団体が調査しまして、この定額給付金を辞退するつもりであるということは3%に足らないと。受け取るという方は95.4%の方がすべて受け取るということでは言われています。

こういうことから、橋本市に10億4,000万円

のお金の中で3%、この率から言いますと約4,000万円近い金が受け取らないというふうになりますけども、10億円の中で、橋本市内でこれが消費されると。一説には、これは貯蓄に回るという方も、確かにいろんなこと言われてますけども、半数としても約5億円という金が橋本市内で消費されるわけです。この辺を考えると、橋本市のいろんな経済のこともありますし、やっぱり消費に喚起する意味で、これは大変重要な給付金だなというふうに思います。

ある方にお聞きしました。いつ出してくれるんよというふうに。先ほどの説明のほうにもありましたけども、今、いろいろと政策上混乱しておりまして、年度内にこれを与党としては決定したいというふうにも僕らも聞いてますし、基本的に、夫婦で2人の子どもさんを抱えるところで、約6万4,000円。私が知っている人で5人の子どもさんがおられます。18歳以下の子ども。これで約10万円と夫婦で2万4,000円ですか。ということは、12万4,000円。この厳しい状況の中で、このお金が生活を支える。それこそいろんな物価高騰の中で生活を支える庶民からすれば、本当にありがたい給付やなというふうに思います。当然、国の予算で2兆円も使うということは、いろいろと問題もあるのかもわかりませんが、やっぱりささやかなこういう給付金については、認めていったらいいん違うかなというふうに思います。

ですから、こういう意見書は、僕は市民感情からしても出すべきではないなというふうに思ってます、反対とさせていただきます。

以上です。

**○議長（中上良隆君）** 賛成の討論ございますか。

4番 松浦君。

〔4番（松浦健次君）登壇〕

**○4番（松浦健次君）** 私は、賛成の立場から討論させていただきます。

まず、2兆円というツケは後世に回ると。そうであるならば、市長がよく言われる米百俵の精神からすれば、今日経済的な困窮によって大学、高校を中退せざるを得ないという層に対して、そういうのを支給すべきであったり、また、生活保護世帯への給付の上乗せというようなことでも使うべきであり、余裕のある人にまで借金をして給付するということは、全体の国家の運営という中長期的な観点から言えば、単なる人気とりに過ぎないというふうに思います。

やはり、耐震構造、これを工事をして、安全なところで子どもたちを学習させるということ等に使いましても、やはり内需の喚起、あるいは仕事が増えるということから、そういうことに使うべきであって、単にばらまきと評価されるこの制度に対しては、見直しすべきであると考えます。

以上です。

**○議長（中上良隆君）** ほかにありませんか。

19番 中本君。

〔19番（中本正人君）登壇〕

**○19番（中本正人君）** 私は、反対の立場で討論させていただきたいと思います。

まず、正直申し上げまして、私はこの定額給付金につきましては、まだ予算が提出もされていないこの時期にこの意見書を出すというのはいかがなものかなと思います。そして、一番私、思うことは、この給付事務に係る額を自治体で持てと。一体、国は何を考えているのかということ、私は申し上げたいと思います。

そういう意味からしても、私はこの定額給付金の見直しを求める意見書を、反対ということで言いたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（中上良隆君）ほかにありませんか。

12番 辻本君。

〔12番（辻本 勉君）登壇〕

○12番（辻本 勉君）賛成の立場から討論いたします。

先ほどからも出ておったんですけども、本当にこの生活困窮者や低所得者のための緊急的な政策ではないという、本当に中身のあるものではないというように考えます。なおかつ、いろんな問題を積み残している中で、2兆円という大きな莫大なお金を使うということは、特に、年金の問題も全く解決されていないという、年金が消されてしまって、それでいろいろ手続きをした中で出てきたと。発見された。その方にすら1年たっても年金の支給をしないというような、そういう状況の中において、こういう定額給付金、すべての人にといいいますか、1,800万円以上の所得の人には辞退を求めたいということなんですが、ほぼ国民すべての人にこういうばらまきをするということについては、それ以前に、今申しましたとおり、年金の問題もいろんな問題多々ある中で、やるべきことはほかにあるのではないかなと。

先ほど、提出もされていないということをして反対討論であったわけでありまして、これが提出されますと、確実に強行採決をされて、決定してしまいます。それでは遅いんです。提出される前に、今の段階できちっと地方から意見を述べるということは、まず私たちの、地域の政治家としての役割ではないんかなと。市民の声を国に反映させていくということが役割ではないんかなと感じますので、この意見書をぜひとも出していきたいと、このように考えております。

賛成いたしたいと思えます。

○議長（中上良隆君）ほかにありませんか。

10番 平林君。

〔10番（平林崇行君）登壇〕

○10番（平林崇行君）それでは、私はこの意見書に対して、反対の立場から討論させていただきます。

この意見書の中にも、経済効果は0.3%、また1,800万円以上の所得の人には辞退を求めたいとしているがということもあるんですけども、0.3%の経済効果しかないという、そういうふうな、全国的な部分ではわかりませんが、私が知る限りでは橋本市民の方は、この給付金が入ったらやはり買い物をしたい。そしたらお年寄りの方、夫婦で旅行する足しにしたい。家族の方も当然、どこか今までできてない、少しのぜいたくをしたいということで、皆さん本当にいろんな形で使う、本当に貯金するんですかという人は、ほとんど私、今のところこういうふうな、今ちょっと意見が、皆さん言わないようになったんですけど、これが出たときのそういう意見ほとんどです。

そういうことで、私は十分な経済効果もあり、そして、この中でまだ書いてある1,800万円以上という形でも言うてますけど、これは地域に任すということ、たしか、どうなるかわかりませんが、私の知る限りでは市長のコメントも何百万、300万円でしたかな、以上の方は辞退という形のこともどうかという案で、新聞にも報道で書かれていたのもわかっていますので、私はこの緊急対策の、雇用対策や将来に役立つ社会のインフラ整備とありますけども、これに関しては、インフラも大事ですけども、本当にインフラが、道をつくれば経済が活性化するのか、建物をつくれば経済がよくなるのか、今までのやっけてきている国の施策の中では、私はいかがなものかなと思ったりします。

そして、私も議員ですから、議員であり、一国民としてこれをいただく、当然、権利があります。私も、できたらこの給付金は早く

いただきたい。というのは、そんなお金があるのであれば、私はいただいて、もっと自分が主張する、例えば福祉の方とか、そして環境とか、議員は寄付はできませんけども、募金はできるはずで。そのほかの形の中で、いろんな形にそういうふうに使っていただいた方が、私は一つのお金の使い道としては、今の国のやり方、無駄な国の行政のやり方を考えれば、いろんな形で社会に貢献できる方法もいくつか私はあると思います。

ですから、そういうことを考えて、今回、先ほど、前の19番議員もおっしゃったように、まだ何も決定していない。じゃあ本当にみんながどういうふうに使って道を考えているかということもわかってない状態の中で、こういうふうな数字を出してきて、ただこの定額給付金は何も活性に至らないからやめなさいということを、私は橋本市議会から出すことに関しましては納得いきません。市民の声はそうではございませんので。

以上、反対討論とさせていただきます。

○議長（中上良隆君）ほかにありませんか。賛成の討論ございませんか。

11番 岩田君。

〔11番（岩田弘彦君）登壇〕

○11番（岩田弘彦君）この意見書を提出することがそぐわないという意味において、反対ということで討論させていただきます。

今、この定額給付金につきましては、国民的議論はなされていると思います。市民の声を聞きましても、今の賛成討論、反対討論を聞かせていただいても、賛否両論の状況にあるという中で、私は当然地方の声として上げていくのは、私たちのせんなん仕事であります。この時期において、もう既に国民的議論がされているので、国会もわかっているはずやと思います。わかっている中で、全然国

会が国会としての議論が見えてこないことに、非常に問題がありますので、私といたしましては、しゃきっと国会に議論をさす、地方からどういう意見が上がる、上がらない、それはもうわかっているので、それにかかわらず、やはり国会としてはこうなんだという政策的な議論がやっぱりやっていただきたいと。で、声を上げたいんですが、現時点においては、そのきちんとした議論がなされて、この政策がされるかされないかを国民が判断して、早く選挙で国民の真意を問うたほうが良いと思っております。

ですので、この意見書につきましては、あえて今回は提出するにそぐわないという理由で、意見書には反対ということにさせていただきます。

○議長（中上良隆君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議員提出議案第1号 定額給付金の見直しを求める意見書について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中上良隆君）ただ今の採決につきましては、起立者の多少が判然といたしません。よって、会議規則第70条第2項の規定により、本案については無記名投票をもって採決いたします。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○議長（中上良隆君）ただ今の出席議員数は22人です。

投票用紙を配付いたします。

（職員 投票用紙配付）

○議長（中上良隆君）投票用紙の配付もれは

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）配付もれなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

○議長（中上良隆君）異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本案を可とする諸君は賛成と、本案を否とする諸君は反対と記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第73条第2項の規定により、否とみなします。

点呼を命じます。

○議会事務局次長（山中洋一君）

1番 岡 弘悟議員	2番 阪本久代議員
3番 富岡清彦議員	4番 松浦健次議員
5番 中西峰雄議員	6番 清水信弘議員
7番 中谷和史議員	8番 岡本昌次議員
9番 上田良治議員	10番 平林崇行議員
11番 岩田弘彦議員	12番 辻本 勉議員
13番 瀧 洋一議員	14番 土井裕美子議員
15番 石橋英和議員	16番 中谷 晋議員
17番 山田哲弥議員	19番 中本正人議員
21番 上久保修議員	22番 楠本知子議員
23番 井上勝彦議員	24番 中西 健議員

以上です。

○議長（中上良隆君）投票もれはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）投票もれなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

○議長（中上良隆君）開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会

人に19番 中本君、22番 楠本君、24番 中西 健君、以上3人を指名いたします。

よって、3人の立ち会いを願います。

（立会人 所定の位置につく）

○議長（中上良隆君）開票は職員にいたさせます。

（職員 開票）

○議長（中上良隆君）それでは、投票の結果を報告いたします。

投票総数は22票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。そのうち、

賛成 11票

反対 11票

ただ今報告のとおり、議長を除くただ今の出席議員数は22人でありますので、可否同数であります。

よって、地方自治法第116条第1項の規定により、議長において本案に対する可否を採決いたします。

本案については、議長は現状維持の原則をもって否決と採決いたしました。

お諮りいたします。

ただ今意見書案1件が議決されましたが、その字句、数字その他整理を必要とするものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。